

芝地区総合支所管理課
福祉施設整備担当
高齢者支援課
子ども家庭課
学校施設担当

港区立赤羽小学校等施設整備

基本計画見直し

概要版

第1章 基本計画見直しの目的等	1
第2章 基本計画	1～3
第3章 整備スケジュール等	4
比較平面図	5～6
比較断面図	7

第1章 基本計画見直しの目的等 「P1～P4」

1-1 基本計画見直し策定の目的 「P1」

既存校舎（園舎）の老朽化を解消し、児童・園児数・学級数の増加による教室や放課G0→クラブの拡充、基準を満たす校庭、園庭の確保のため、北側敷地と南側敷地一体で整備します。施設コンセプトは、地域の歴史・伝統の継承、豊かな自然環境の保全、地域防災への貢献、高い防犯性など地域の核となる学校づくりを目指します。

港区立赤羽小学校等施設整備として基本構想・基本計画を平成29年3月に策定、平成30年度に基本設計を行いました。基本設計において、構造的要件及び工事費用の縮小のため、平面計画を変更しました。平面計画の変更にあたっては、今回の見直しに反映させています。基本構想・基本計画策定時においては、南側敷地に港区立赤羽小学校（以下「赤羽小学校」という）と小規模多機能型居宅介護施設（以下「介護施設」という）を配置、北側敷地に赤羽小学校プール、港区立赤羽幼稚園（以下「赤羽幼稚園」という）、放課G0→クラブあかばね（平成29年度より事業実施）からなる複合施設、校庭及び園庭を配置する計画としました。

平成30年度末、赤羽小学校等施設整備における南側敷地の校舎建設について紛争予防条例に基づく住民説明会を開催しました。その際、近隣住民から整備計画について改善要望が出されました。以降、住民説明会を重ねつつ、出された意見を踏まえて、令和元年度に配置計画を再検討した結果、介護施設を南側敷地から北側敷地へ配置変更し、南側敷地の介護施設用地を赤羽小学校用地として活用することで、学校の教育機能の充実、多世代交流の促進、安全性向上などの効果が認められました。このため、令和2年1月、介護施設を北側敷地へ配置変更し、南側敷地の介護施設用地を学校用地にすることを決定しました。

介護施設を設置するにあたり、当初基本計画では、南側敷地の一部を分割し、民間事業者へ貸し付け、単独施設として整備・運営する計画としておりましたが、基本計画見直しにより、幼稚園舎等と一体的に区が整備し、建物の当該部分を民間事業者へ貸付ける施設にすることといたします。

また、見直しにあたっては、北側敷地へ介護施設を配置するための平面計画、動線計画、南側敷地の介護施設用地の活用方法などについて、学校関係者、小学校、幼稚園のPTA役員や地域の代表等による「港区立赤羽小学校等施設整備基本計画見直し策定委員会」を設置し、検討を行いました。

なお、北側敷地の建物整備計画を検討するにあたっては、小学校校庭、幼稚園園舎の使用開始になるべく影響を与えないよう、介護施設を複合化する際、工期の延長を出来るだけ抑えることとし、そのため、必要最低限の規模としています。

第2章 基本計画 「P5～P41」

2-1 必要諸室、面積規模 「P5～P8」

(1) 小学校新設校舎 普通教室、特別教室数及び面積規模について

1) 小学校新設校舎 普通教室数

・第1学年～第6学年：普通教室4学級×6学年＝24学級・特別支援学級3学級

2) 小学校新設校舎 特別教室数

・特別教室は、年間授業時間数と時間割から算定します。

理科室：2教室（当初：1教室） 家庭科室：1教室

図工室：1教室 音楽室：2教室

3) 小学校新設校舎 校舎の面積 普通教室面積

・小学校新設校舎の面積は、小学校設置基準（平成14年文部科学省令第14号）の校舎の面積を満たし、普通教室面積は40人の児童が一斉授業やグループ学習などの学習活動を展開するのに必要な広さを確保します。建物構造上のスパン割（1区画7.2m）から、普通教室は約64㎡（7.2m×9m）とします。

4) 小学校新設校舎 校庭面積

・校庭は、小学校設置基準（平成14年文部科学省令第14号）では、7,200㎡ですが、計画案では、校庭面積は約8,200㎡（当初：7,800㎡）確保しています。

(2) 幼稚園新設園舎 保育室数及び面積規模について

1) 幼稚園新設園舎 保育室数

・3歳児学級～5歳児学級：保育室2学級×3学年＝6学級

2) 幼稚園新設園舎 園舎の面積 保育室面積

・幼稚園新設園舎の面積は、幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）の園舎面積720㎡以上を満たすとともに、保育室は、設置基準における1クラス最大定員35人として約60㎡を確保します。

3) 幼稚園新設園舎 園庭面積

・園庭（運動場）は、幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）では、640㎡ですが、計画案では、園庭面積は約800㎡確保しています。

内訳）北側敷地：約800㎡（園庭1 約100㎡+園庭2 約700㎡）

(3) 放課G0→クラブ 室数及び面積規模について

1) 放課G0→クラブ新設校舎 必要室数

・学童クラブ室：5室 ・放課G0→室：1室

・読書コーナー：1室 ・遊戯室：1室 ・ほか事務室、更衣室等

2) 放課G0→クラブ新設校舎 室面積

・学童クラブ室面積は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）に則り、児童一人につき1.65㎡以上（内法有効面積）を確保して計画します。

※ 下線部分は、基本計画から基本設計時に変更した箇所を示します。

※ 下線部分は、基本計画見直しに際し変更した箇所を示します。

(4) 介護施設 室数及び面積規模について

1) 介護施設 必要室数

- ・居間及び食堂 : 1室 ・台所: 1室
- ・宿泊室 : 9室 ・ほか事務室、面談室、浴室、洗濯室、更衣室等

2) 介護施設 室面積

- ・当該施設は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）に則り、必要な居室及び面積を確保します。

2-2 配置計画 「P9」

(1) 小学校新設校舎及び幼稚園新設園舎等の配置計画の基本的な考え方

北側敷地に幼稚園棟（幼稚園・放課G0→クラブあかばね・介護施設・小学校プール）を配置し、南側敷地に小学校校舎を配置します。

敷地の法規制や敷地利用を踏まえ、以下のように、既存樹木や現在の地形を保存しながら、2敷地に分かれる小学校と幼稚園の連携が図りやすく、必要な建築ボリュームを確保できる建物配置とします。

また、北側敷地は、幼稚園棟に介護施設が複合化されることにより、各施設の独立性と、多世代交流を両立できる配置計画とします。

北側敷地は、介護施設の送迎車両、メンテナンス車両や緊急車両が校庭へ至る車両通路を設けます。車両動線と児童・園児が安全に通行できるよう歩車分離を行います。

- 1) 各施設の連携
- 2) 安全性
- 3) 快適性
- 4) アプローチ
- 5) 近隣への影響
- 6) 歴史の保存・継承

2-3 平面計画・断面計画 「P13～24」

(1) 平面計画・断面計画の考え方

1) 良好な室内環境の確保: 自然採光や自然通風を積極的に取込みます。

2) 明確なゾーニングとわかりやすい動線:

- ・普通教室は日当たりの良い南側、特別教室を普通教室の対面側にまとめます。
- ・地域開放施設は、非開放エリアとの区画を明確にします。
- ・介護施設は、専用エレベーターを利用し、施設までスムーズに移動できる動線とします。

3) 安全性の確保: 避難経路は、日常動線と同じ経路として計画します。

・北側敷地校庭はセキュリティを確保するフェンスを検討します。

4) フレキシビリティの高い計画: 均等なスパン割を原則とし、経済的な建物とします。

(2) バリアフリー動線の考え方

- ・車椅子利用者等が使用しやすい施設として整備します。駐車場や敷地内通路、エレベーターの設置など、移動等円滑化経路を整備します。建物内は、だれでもトイレの設置やわかりやすいサイン計画等を行います。

(3) 学校の地域開放・園庭開放の考え方

- ・学校運営と地域開放の両立を図るため、管理しやすい開放区画を計画します。明確な開放区画を設定することで、地域の生涯学習の場として学校施設の有効活用を図ります。

1) 校庭開放: 休日に、地域に開放することを想定します。

2) アリーナ(体育館)の地域開放: 休日および夜間に、アリーナを地域に開放することを想定します。

3) 園庭開放: 園庭は未就園児や周辺の幼稚園児を対象に開放できるよう配慮します。

2-4 内外装計画等 「P25～31」

(1) 内装計画

- ・日常清掃等、維持管理、メンテナンスが行いやすい仕上げとします。
- ・木質化を行い、みなとモデル二酸化炭素固定認証制度を取得します。
- ・学校生活の拠点となる普通教室、出会い、交流の場となる廊下は、生活空間として、木質化や展示棚、掲示板を設け、豊かな空間とします。

(2) 外装計画

- ・周辺環境との調和を図ります。
- ・維持管理が容易かつ低コストで行えるように配慮します。
- ・窓面の隅の雨垂れやパラペット上部の雨垂れ、通気口まわりの汚れ等が起こりにくいディテールに配慮するとともに、汚れが目立たない仕上げとします。

(3) 景観計画・外部空間の基本的な考え方

- ・本計画地は、文教地区に位置し、周辺は落ち着きある景観を形成しています。敷地周辺には文化財建造物に指定された「慶應義塾三田演説館」や「慶應義塾図書館」が立地し、周辺と調和した、まとまりのある景観をつくります。
- ・南側敷地の介護施設用地を学校用地とし、自然教育活動の出来る、ピオトープ(約320㎡程度)を設置します。

2-5 構造計画 「P32、P33」

- ・児童の日常的な安全安心を確保すること、また震災時の避難所としての役割を担うため、安全性を合理的に追求すると同時に、敷地条件、地盤条件に留意した構造計画を行い、経済性、かつ耐久性に優れた建物を計画します。
- ・運営方針の変化や児童・園児数の変化に柔軟に対応できるように、整形で均等なスパン割りとし、柔軟性、融通性を確保します。
- ・階段室やトイレの横など、将来にわたり、間仕切り変更がない部分に耐力壁をバランス良く配置し、地震力を負担させた合理的なフレームとします。

※ 下線部分は、基本計画から基本設計時に変更した箇所を示します。

※ 下線部分は、基本計画見直しに際し変更した箇所を示します。

2-6 設備計画 「P34、P35」

- ・区は、平成28年3月に「第4次港区環境率先実行計画」を策定しました。区有施設の面積あたりの二酸化炭素排出量について、平成28年度から平成32年度までの5年間で、平成24年度から平成26年度までの平均から10%削減し、毎年2%以上の削減を目指しています。
- ・さらに、この削減目標達成に向けた指標として、区有施設の面積あたりのエネルギー使用量を、平成28年度から平成32年度までの5年間で平成24年度から平成26年度までの平均から5%削減し、毎年1%以上の削減を目指しています。
- ・小学校新設校舎及び幼稚園新設園舎の設備に関しては、これらの具体的な実施計画の目標に則して、二酸化炭素排出量及びエネルギー使用量の削減を図ります。また、ICT環境の整備や環境学習に配慮した計画とします。

2-7 防犯(安全)計画 「P35」

- ・小学校新設校舎、幼稚園新設園舎の出入口は、それぞれ1か所に限定して設けます。
- ・出入口には管理諸室を配置し、人の目で出入管理ができるようにします。

2-8 防災計画 「P36~39」

(1) 防災計画の概要

- ・地震、水害、火災時等様々な災害を想定した上で、児童の安全性の確保を最優先に計画します。
- ・地域防災計画において、赤羽小学校は「区民避難所(地域防災拠点)」に指定されています。赤羽小学校の長期(発災後3日間)避難者の受入れ人数は964人、必要避難所面積は1,591㎡(1.65㎡/人)となっており、基準を満たした避難所面積を確保します。
- ・災害時の避難受入れ場所として、体育館、講堂、多目的室等を想定します。
- ・停電時においても、避難場所の照明、通信設備用コンセント等への電力供給が可能な自家発電設備(72時間程度)を、浸水の恐れのない5階機械室内に設けます。

- 1) 備蓄倉庫：「水、食料(3日分)、毛布等の物資」を保管する倉庫、「資機材や炊き出し用の食料、マンホールトイレの上屋等」を保管する倉庫を設置します。
- 2) マンホールトイレ：非常時に利用可能なマンホールトイレを計12基設置します。
- 3) ピロティ：全児童が敷地外に出ることなく、集まることのできるピロティ上のたまり場所を設けます。災害時を想定し、炊き出しが行えるスペースを設けます。
- 4) デジタルサイネージ：避難所の情報発信としてデジタルサイネージ、ペーパーサイネージ等、用途に合わせた機器を設置します。
- 5) ヘリサイン：災害時にヘリコプターから施設の名称が視認できるように、屋上にヘリサインを設けます。
- 6) 外国人向けの避難所：外国人が安心して避難所として過ごせるよう配慮したサイン計画とします。

- 7) ペット受け入れ対策：災害時におけるペットの受け入れ対策として、北側敷地地下1階のピロティをペットの受け入れ可能な避難場所として確保します。

(2) 避難経路の基本的な考え方

- ・災害時にも安全に避難できるように、建物内は広い廊下幅と分かりやすい階段配置で、2方向の避難経路を確保します。
- ・避難経路は、万一の際にも円滑に避難ができるよう、日常動線を中心に計画します。
- ・敷地の外に避難する必要がある場合、南側敷地では、ピロティに一時的に避難し、前面道路等の安全を確認した上で避難を行います。北側敷地では、校庭、園庭に一時的に避難し、敷地周囲の安全を確認した上で、前面道路側または隣接する三田高校側、三田病院側への避難を行います。

2-9 環境配慮計画 「P40、41」

区は、区有施設における環境配慮を推し進めるため、「港区区有施設環境配慮ガイドライン(令和元年11月)」を策定しています。計画の新設校舎と幼稚園園舎も、これらのガイドラインに即して、民間建築物よりも高い区有施設の環境性能の確保に取り組みます。

エコスクールの3つの考え方に留意し、環境を考慮して整備された学校施設とすることで、地域のエコ活動の模範となり、港区全体での地球温暖化対策に貢献する計画とします。

- (1) 校舎そのものが環境対策の生きた教材：環境対策を「見える化」し、子どもたちの環境学習の意欲を高めるようにします。
- (2) 省エネ計画：再生エネルギーの利用に努めます。
- (3) みなとモデル二酸化炭素固定認定制度に基づく木質化：校舎の内装・家具などにおいて、積極的に木質化を図ります。
- (4) 緑化計画：周辺景観の向上や緑量確保に貢献します。
- (5) 近隣に配慮した工事計画：工事に伴う騒音や振動などに十分に配慮した工事を優先します。
- (6) 再生資源の活用及びリサイクル：リサイクル材料を積極的に活用します。
- (7) ヒートアイランド現象の緩和
建物の外壁の緑化を行うなど、ヒートアイランド現象の緩和に努めます。

※ 下線部分は、基本計画から基本設計時に変更した箇所を示します。

※ 下線部分は、基本計画見直しに際し変更した箇所を示します。

第3章 整備スケジュール等

「P42」

小学校舎竣工時期の変更により、幼稚園舎工事着手時期を変更します。また、幼稚園舎に介護施設を複合化することにより、階層が4階から5階に1層増え、躯体工程及び内装設備工事が追加されることから、竣工及び運用開始スケジュールを変更します。

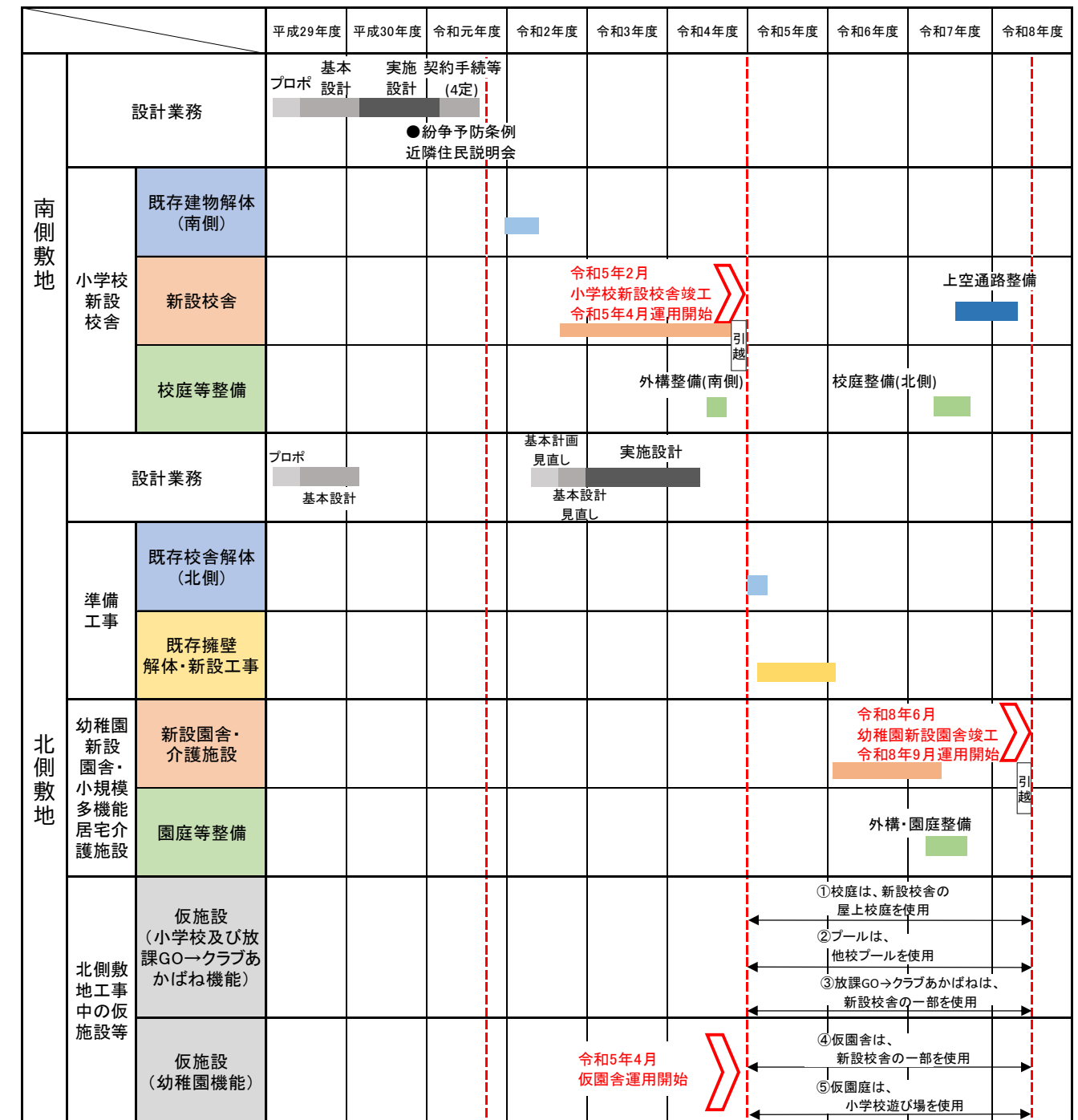
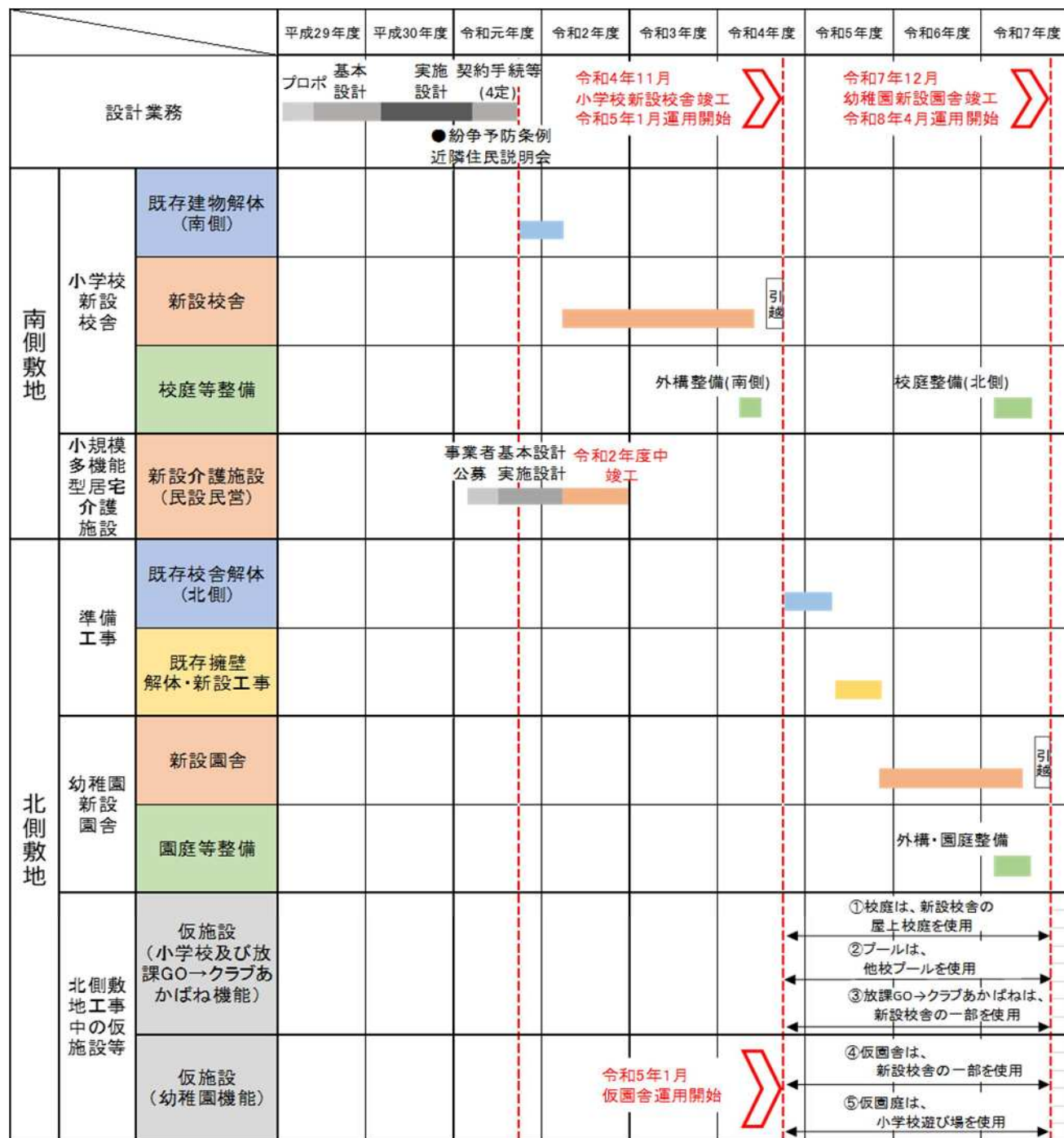
【基本計画】(平成28年度時点)

- 南側敷地(小学校棟) 工期：令和元年10月～令和4年11月 令和5年1月運用開始
- 北側敷地(幼稚園棟) 工期：令和5年2月～令和7年12月 令和8年4月運用開始
- 南側敷地(介護施設) 工期：令和2年度中竣工の後、運用開始(民設民営のため)

※平成28年度の基本計画では平成表示としていましたが、令和表示に変更しています。

【見直し】(令和2年度時点)

- 南側敷地(小学校棟) 工期：令和2年4月～令和5年2月末 令和5年4月運用開始
- 北側敷地(幼稚園棟) 工期：令和5年4月～令和8年6月末 令和8年9月運用開始
- 北側敷地(介護施設) 工期：令和5年4月～令和8年6月末 令和8年9月運用開始



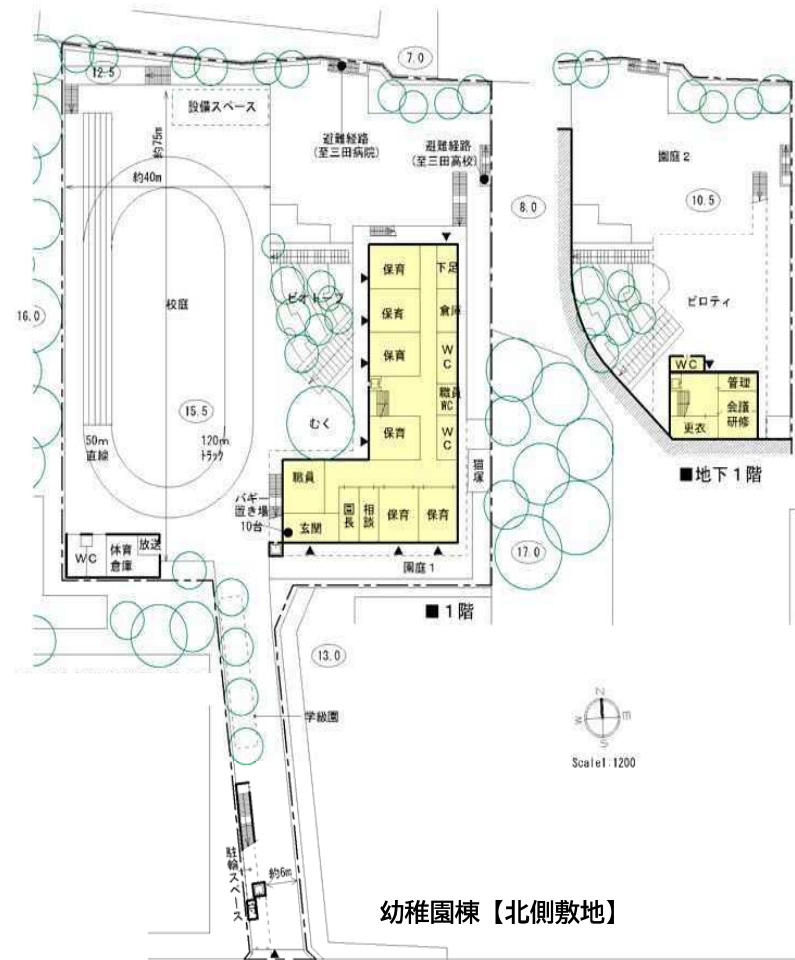
※ 下線部分は、基本計画から基本設計時に変更した箇所を示します。

※ 下線部分は、基本計画見直しに際し変更した箇所を示します。

■ 概算整備費 約96億6,600万円(税込み)

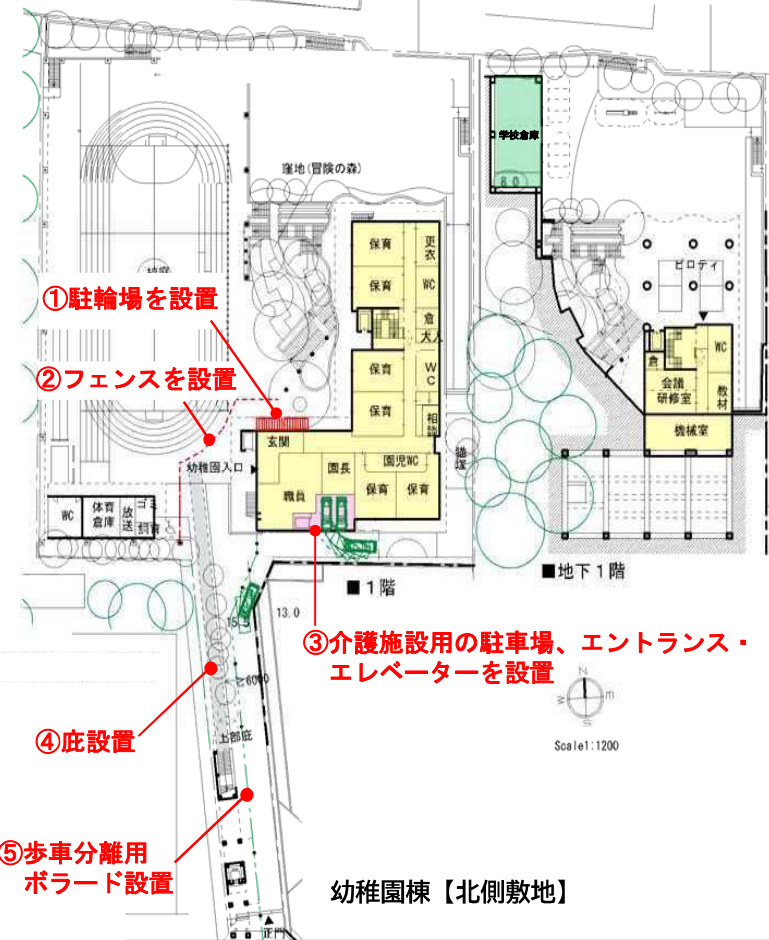
比較検討平面図（1階）

基本計画（平成28年度）

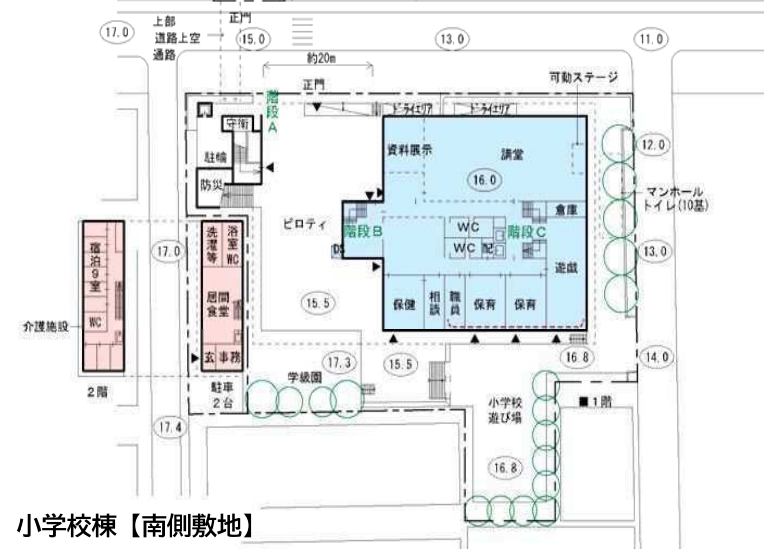


幼稚園棟【北側敷地】

基本計画見直し（令和2年度）



幼稚園棟【北側敷地】



小学校棟【南側敷地】



小学校棟【南側敷地】

幼稚園棟【北側敷地】

変更項目	基本計画 (平成28年度)	基本計画見直し (令和2年度)
①駐輪場を設置（20台） 【新設】	—	理由) 幼稚園利用者が送迎の際の駐輪場が必要なため
②校庭と利用者動線を分離するフェンスを設置 【新設】	—	理由) セキュリティの確保のため (施設要望)
③介護施設用の駐車場、エントランス・エレベーターを設置【新設】	—	理由) 介護施設設置に必要な設備のため
④道路上空通路出口から複合施設玄関までの庇を設置 【新設】	—	理由) 雨天時の雨除け及び日よけのため
⑤歩車分離用ボラードの設置 【新設】	—	理由) 路地状敷地の車両通行を幅員4mまで確保 ボラードを設け歩車を分離 理由) 幼稚園棟を利用する歩行者の安全を確保するため

小学校棟【南側敷地】

変更項目	基本計画 (平成28年度)	基本計画見直し (令和2年度)
①介護施設用地を学校敷地として活用	—	理由) 既存樹木を生かし、新たにビオトープを設け教育環境を充実させる

【基本設計時の主な変更箇所(平成29年度)】

■小学校ピロティの設置位置を北側へ変更

理由) 全校児童の一次避難を想定し、ピロティ位置を整形で見通しよく避難しやすい道路側に配置するため

■マンホールトイレの増設 10基→12基へ増設

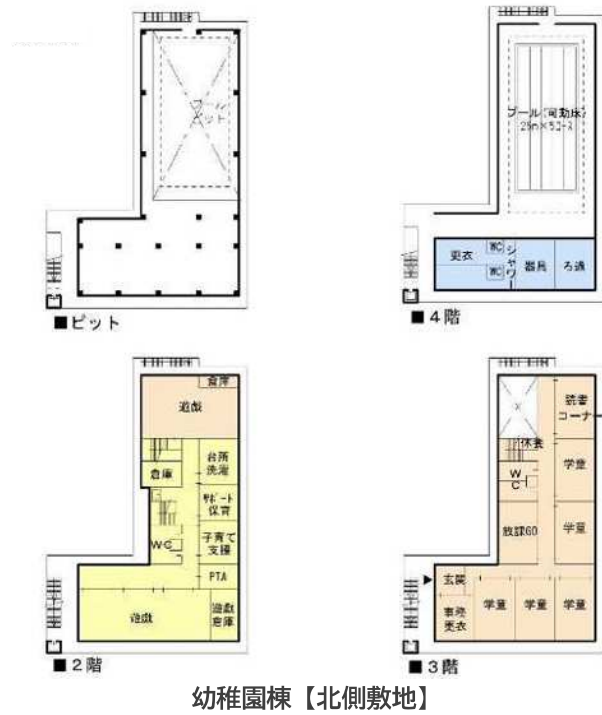
理由) 車いす用多目的テント2基増設(大型テント)合計12基に変更

※ 青文字は、基本計画から基本設計時に変更した内容を示します。

※ 赤文字は、基本計画見直しに際し、変更した内容を示します。

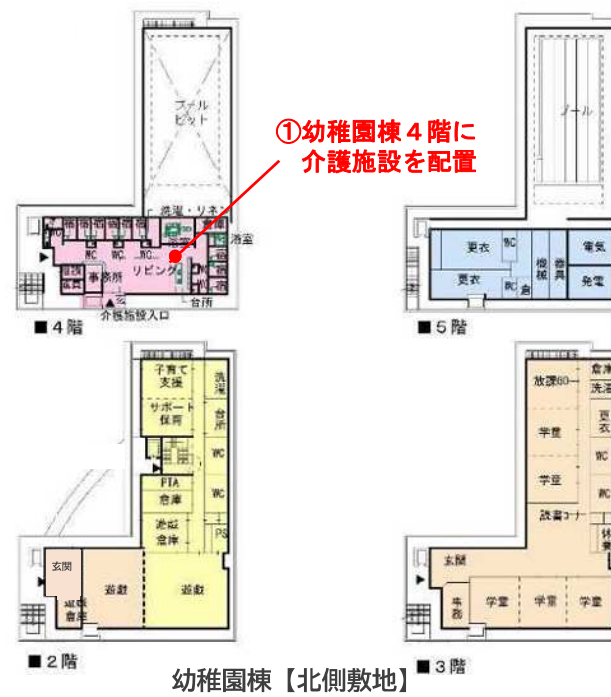
比較検討平面図（B2階、B1階、2階～5階）

基本計画（平成28年度）



幼稚園棟【北側敷地】

基本計画見直し（令和2年度）



幼稚園棟【北側敷地】

幼稚園棟【北側敷地】

変更項目	基本計画 (平成28年度)	基本計画見直し (令和2年度)
①幼稚園棟4階に介護施設を配置、専用エレベーターを設置【新設】	—	理由) 介護施設移設によるもの。

【基本設計時の主な変更箇所(平成29年度)】

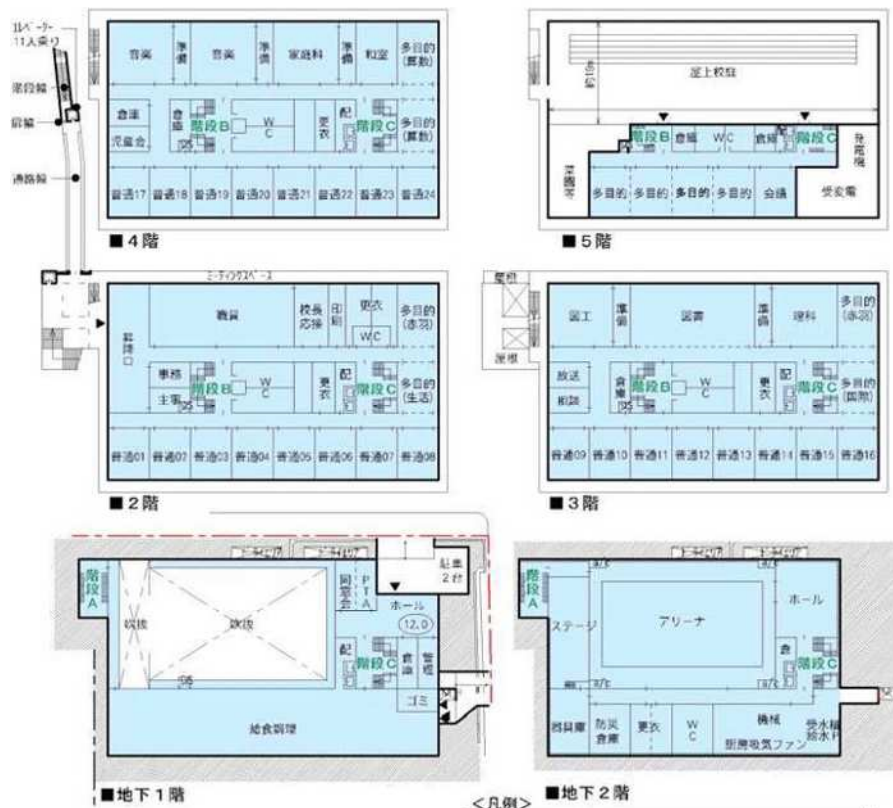
- 多目的(赤羽)を理科室1に変更
理科教室数（1教室から2教室）
理由)
学校要望により、学級数の増加とカリキュラムの見直しから、理科室の増設。

- 避難階段を2箇所から3箇所に変更
(避難階段・水回り・耐震壁の配置変更)
理由)
多人数の避難時の安全面の向上のため1階～5階までのB階段を地下2階から5階まで直結させることにより、避難階段を2箇所から3箇所に変更。

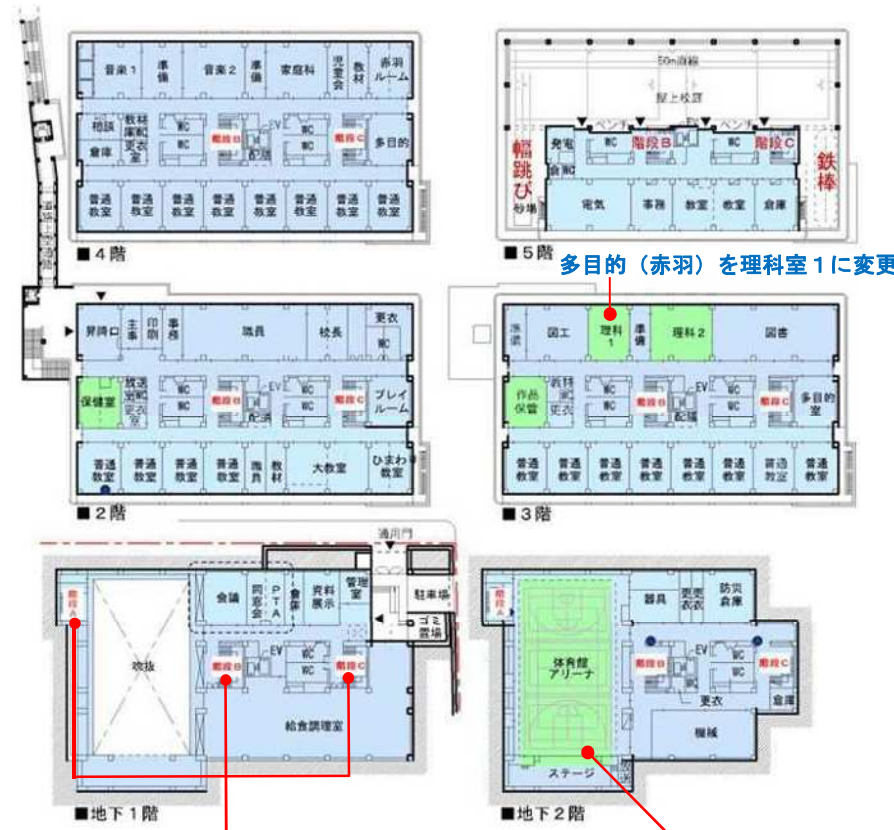
- 体育館の配置変更
理由)
大スパンとなる講堂と位置を揃え、構造負担を縮小し、工事費を圧縮することを目的として変更。

※ 青文字は、基本計画（平成28年度）から基本設計（29年度）時に変更した内容を示します。

※ 赤文字は、基本計画見直しに際し変更した内容を示します。



小学校棟【南側敷地】



避難階段を2箇所から3箇所に変更

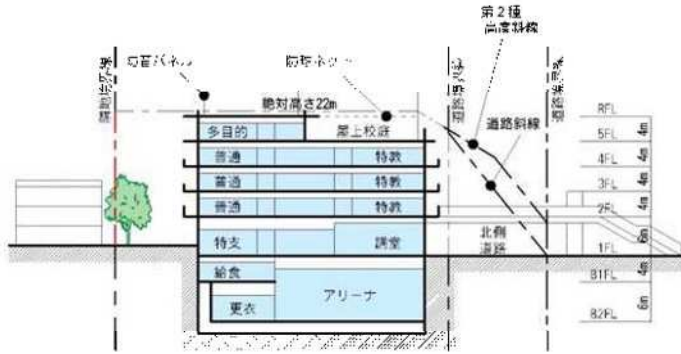
体育館の配置変更

小学校棟【南側敷地】

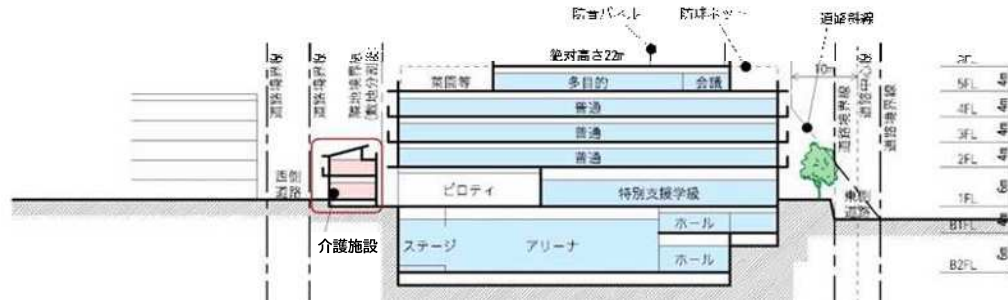
比較検討断面図

基本計画 (平成28年度)

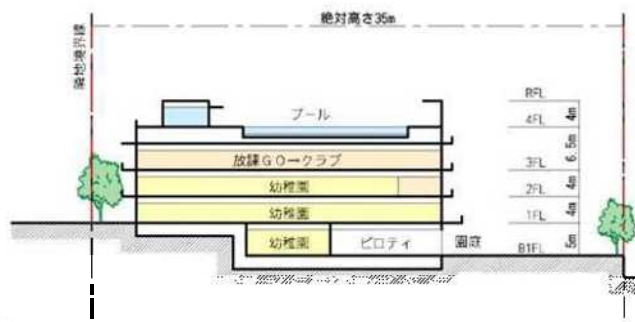
A-A' 断面



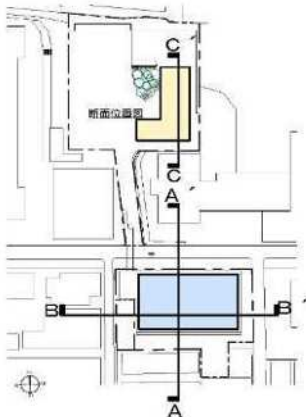
B-B' 断面



C-C' 断面



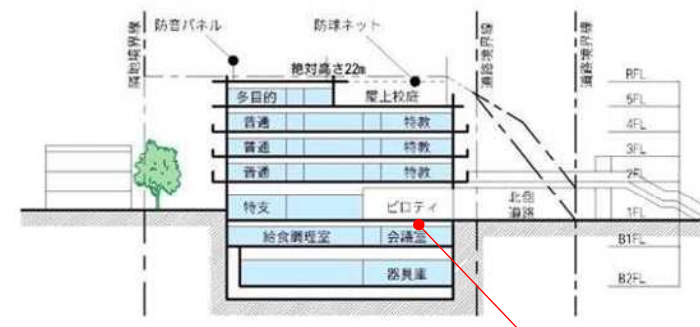
断面位置図



- <凡例>
- 小学校
 - 幼稚園
 - 放課G.O.クラブ
 - 介護施設
 - 隣地境界線または敷地境界線

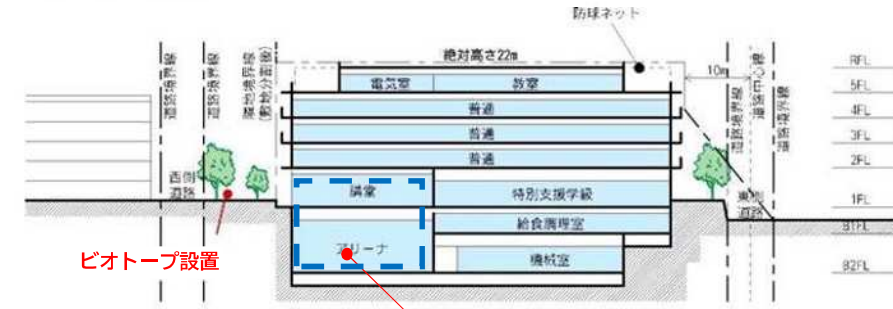
基本計画見直し (令和2年度)

A-A' 断面



ピロティ位置を整形で見通しよく避難しやすい道路側に配置

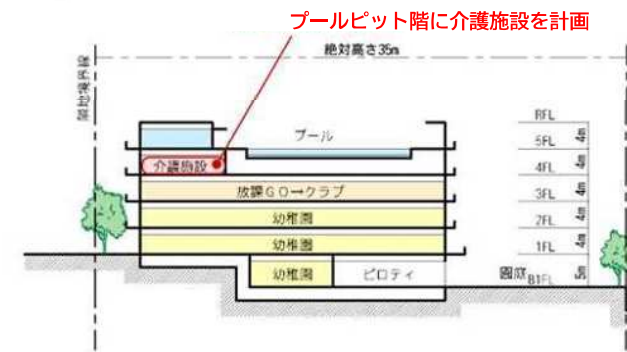
B-B' 断面



ピオトープ設置

大スパンとなる講堂とアリーナの位置を揃えて配置

C-C' 断面



プールピット階に介護施設を計画

※ 青文字は、基本計画から基本設計時に変更した内容を示します。
 ※ 赤文字は、基本計画見直しに際し変更した内容を示します。